

ベトナム向けの日本産りんごの生果実の輸出解禁について

農林水産省とベトナム当局との技術的協議の結果、平成27年9月17日付けで、日本産りんごの生果実のベトナムへの輸出が解禁されることとなった。

1. 解禁日：平成27年9月17日

2. 主な検疫条件（概要）

- (1) 日本の植物防疫所があらかじめ登録した生産園地（以下「登録生産園地」という。）において、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する検疫措置（県等の指導に基づく病害虫防除、輸出するりんご果実の袋かけ等）が実施されること。
- (2) 日本の植物防疫所等により、登録生産園地における病害の発生状況を確認するための園地検査が行われること。園地検査において、園地削除の対象病害が発見された園地については、その年の園地の登録が削除され、同年の輸出が不可となること。また、園地防除の対象病害が発見された園地については、病害の防除を実施することとなること。
- (3) 日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、選果及びこん包が行われること。
- (4) 輸出時に、日本の植物防疫所により、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する輸出検査が行われること。なお、検疫対象病害虫が発見された荷口は不合格となり、輸出が不可となること。
- (5) 輸出初年に、ベトナムの査察団による現地調査（査察）が行われること。

(参考) ベトナムが我が国に検疫措置を要求する検疫対象病害虫 (23種) 及びその検疫措置の概要

検疫対象病害虫 (23種) ^{注1)}	検疫措置 (概要)
ベトナム規則のリストA (6種) 及びリストB (1種) の病害 (園地削除の対象となる病害)	園地管理 (都道府県等の指導による防除等)、輸出する果実の袋かけ、日本の植物防疫官等による園地検査 ^{注2)} 、日本の植物防疫官による輸出検査
ベトナム規則のリストC (8種) の害虫	園地管理 (都道府県等の指導による防除等)、輸出する果実の袋かけ、収穫後の果実選別、日本の植物防疫官による輸出検査 ^{注3)}
ベトナム規則のリストD (8種) の病害 (園地防除の対象となる病害)	園地管理 (都道府県等の指導による防除等)、輸出する果実の袋かけ、日本の植物防疫官等による園地検査 ^{注4)} 、収穫後の果実選別、日本の植物防疫官による輸出検査

リストA : *Monilinia laxa*, *Pseudomonas sringae* pv. *syringae*, *Pseudomonas viridiflava*, *Botryosphaeria obtuse* (リンゴ黒腐病), *Botryosphaeria ribis* (リンゴ胴腐病), *Gibberella avenacea* (リンゴ水腐病)

リストB : *Diaporthe tanakae* (リンゴ胴枯病)

リストC : *Rhynchites heros* (モモチョッキリゾウムシ), *Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ), *Lopholeucaspia japonica* (ナシシロナガカイガラムシ), *Ostrinia scapularis* (アズキノメイガ), *Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ), *Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ), *Spilota albicana* (シロヒメシンクイ), *Argyresthia conjugella* (リンゴヒメシンクイ)

リストD : *Alternaria mali* (リンゴ斑点落葉病), *Botryosphaeria berengeriana* g. sp. *pyricola* (リンゴ輪紋病), *Diaporthe eres* ([フオモプシス枝枯病]), *Gymnosporangium yamadae* (リンゴ赤星病), *Monilia polystroma* (リンゴ灰星病), *Phytophthora syringae* (リンゴ疫病), *Phytophthora megasperma*, *Schizothyrium pomi* (リンゴすす病)

*注1 : ベトナム規則に記載されている検疫措置を要求する検疫病害虫のリストは、病害虫のリスク、種類等に応じ、リストAからDに病害虫が分類されている。

*注2 : 園地検査においてリストA又はリストBの病害が検出された場合は、日本の植物防疫所は、その年の園地登録を削除する (当該園地からの輸出は不可となる)。

*注3 : 輸出検査においてリストCの害虫が検出された場合は、ベトナムが定める基準等に従い、臭化メチルくん蒸を実施すれば輸出が可能となる (ただし、臭化メチルくん蒸による薬害が発生するおそれ)。

*注4 : 園地検査においてリストDの病害が検出された場合は、当該園地の管理者等は病害に対する防除を実施する。